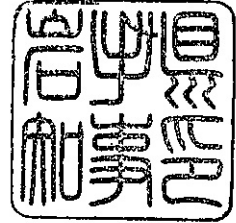


水振第 105 号
令和 5 年 4 月 13 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 15 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
繁殖期あわび漁業	あわび	潜水器等	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	7月1日から10月31日まで	-	-	宮古市に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	2
							陸前高田市に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月20日から令和5年7月21日まで

(3) 備考

- ア この許可の有効期間は、許可の日から令和5年10月31日までとする。
- イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) あわび種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

- (イ) ・ ・ ・(漁獲予定数量) を超えてあわびを採捕してはならない。
 - (ウ) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。
 - (エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。
 - (オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
繁殖期あわび漁業	あわび	潜水器等	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	7月1日から10月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月4日から令和5年9月4日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和5年10月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

(イ) ・・・・(漁獲予定数量)を超えてあわびを採捕してはならない。

(ウ) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

(オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
繁殖期なまこ漁業	なまこ	潜水器等	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	6月1日から7月31日まで	—	—	宮古市に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	2

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年5月22日から令和5年6月22日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和5年7月31日とする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

(イ) ……(漁獲予定数量)を超えてなまこを採捕してはならない。

(ウ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

(オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

小型定置網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる次の小型定置網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
小型定置網漁業	さけ等	定置網	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア点 北緯 40 度 21.531 分、東経 141 度 45.981 分 イ点 北緯 40 度 21.689 分、東経 141 度 46.509 分 ウ点 北緯 40 度 21.551 分、東経 141 度 46.637 分 エ点 北緯 40 度 21.434 分、東経 141 度 46.042 分	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	—	—	久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に住所を有し、操業区域に係る第二種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	1
			次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点					1

<p>を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア点 北緯 40 度 20.098 分、東経 141 度 46.857 分 イ点 北緯 40 度 20.316 分、東経 141 度 47.287 分 ウ点 北緯 40 度 20.168 分、東経 141 度 47.391 分 エ点 北緯 40 度 20.043 分、東経 141 度 46.880 分</p>
<p>次の点ア、イ、ウ、 エ、オ、カ、キ及 びアの各点を順 次に結んだ線に よって囲まれた 区域。 ア点 北緯 40 度 2.304 分、東経 141 度 53.055 分 イ点 北緯 40 度 2.386 分、東経 141 度 53.195 分 ウ点 北緯 40 度 2.397 分、東経 141 度 53.190 分 エ点 北緯 40 度 2.409 分、東経 141 度 53.231 分 オ点 北緯 40 度 2.301 分、東経 141 度 53.279 分 カ点 北緯 40 度 2.293 分、東経 141 度 53.238 分</p>

1

<p>キ点 北緯 40 度 2.301分、東経141 度 53.234 分</p>					
<p>次の点ア、イ、ウ、 エ及びアの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域。 ア点 北緯 39 度 56.157 分、東経 141 度 56.766 分 イ点 北緯 39 度 56.221 分、東経 141 度 57.160 分 ウ点 北緯 39 度 56.032 分、東経 141 度 57.157 分 エ点 北緯 39 度 56.103 分、東経 141 度 56.765 分</p>				<p>宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に住 所を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業 権者から操業の同意を得ている者</p>	<p>1</p>
<p>次の点ア、イ、ウ、 エ及びアの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域。 ア点 北緯 39 度 48.243 分、東経 141 度 59.076 分 イ点 北緯 39 度 48.278 分、東経 141 度 59.412 分 ウ点 北緯 39 度 48.113 分、東経 141 度 59.433 分 エ点 北緯 39 度 48.132 分、東経 141 度 59.080 分</p>					<p>1</p>

		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア点 北緯 39 度 37.110 分、東経 141 度 59.256 分 イ点 北緯 39 度 37.298 分、東経 141 度 58.976 分 ウ点 北緯 39 度 37.420 分、東経 141 度 59.078 分 エ点 北緯 39 度 37.301 分、東経 141 度 59.360 分</p>				1
		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア点 北緯 39 度 37.830 分、東経 141 度 59.774 分 イ点 北緯 39 度 37.944 分、東経 141 度 59.662 分 ウ点 北緯 39 度 38.047 分、東経 141 度 59.731 分 エ点 北緯 39 度 37.898 分、東経 141 度 59.837 分</p>				1
		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時</p>				1

		岸線とによって 囲まれた区域。 ア点 北緯 39 度 36.539 分、東経 142 度 1.897 分 イ点 北緯 39 度 36.402 分、東経 142 度 1.954 分 ウ点 北緯 39 度 36.374 分、東経 142 度 1.835 分 エ点 北緯 39 度 36.516 分、東経 142 度 1.796 分				
--	--	--	--	--	--	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年7月10日から令和5年8月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年9月1日（令和5年9月2日以降の場合は許可の日）から令和10年8月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) …によって囲まれた区域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(イ) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(ウ) 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間中は、箱網の網目は〇センチメートル（〇節）以上の大きさにしなければならない。

(エ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(オ) 垣網の元地から〇メートルの間において、垣網桁〇メートルを海面下〇メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。